No. 5

所属	経済振興課		会計	一般	款	5	項	1	目	3	事業	11	農業振興経費
第5次総合計画施策体系		章	5	負	節	2	部	門	1		部門名		農業

## 1 補助金の基本データ

1: 旧列亚以基本)										
(1)補助金名称	生駒市農家区長会社	生駒市農家区長会補助金								
(2)根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市農家区長会社	生駒市農家区長会補助金等交付要綱								
(3)補助金創設年度		昭和55年 年度 交付区分 団体(固定)								
(4)補助金の導入経緯及び目的										
本市の農業行政の円滑な推進に 務費及び研修費を補助し、円滑な						ている農家	区長会に対し、事			
当該補助金(又はその施策・事業)の根 (該当する場合のみ)	拠法·関係省庁									
		千円	財源	国•県補助金			千円			
(5)平成25年度予算額	750			その他特定則	<b>対源( )</b>		千円			
				一般財源			750 千円			
(6)平成25年度予算額積算方法	〔補助率、補助単価、対	计象者数	枚(件数	)等が明確に分	かるように記入して下さ	z/1]				
農家区長会補助金 190,00 農家区長会研修補助金 28農家		(1人)	当たり	)						
	補助率、補助基準等	Ť								
(7) 国・県からの補助金の概要	〔市単による上乗せがる	[市単による上乗せがある場合は、その内容]								
	〔国、県等の補助金が	創設され	た経緯	章•目的〕						
(8)から(12)は団体への補助の場合	合のみ記入してください。									
(8) 交付先(団体等名)	生駒市農	生駒市農家区長会 (9)団体等の構成人数					28 人			

	) 交付先の構成団体の名称 「別紙添付でも可)	生駒市内28	8農家区							
(11)	当該補助金の交付の他に交付	ナ先に対し行	っている	,助成划	犬況(該	当項目全て	に()			
	項目							金 額		
	市が事務局業務を行っている	ı	0			0.1 人	×	6,600 千円	=	660 千円
	場所や備品、消耗品等を無償貸	与している		$  [ ] \rangle$						千円
	有料施設等の減免を行ってい	る		] /						千円
	有料施設等の使用料の補助を行	っている								千円
	その他									千円
(12)	· )((11)で該当頂日がある担合)る	そのような支其	<del></del> 淫た行っ	アルス	押山					

農家区長会の事務関係の殆どが、水田農業推進協議会を始め、行政から依頼する事業であることから。

(13) 補助総合計 (5) + (11)1,410 千円 (14) 補助総合計に占める人件費の割合 46.8 %

# 2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1)	補助金の	D算定根拠		適合しない理由と今後の対応				
	①特定	の具体的な事業に対する補助である。	0					
		補助対象事業·補助対象経費		農家区長会研修補助については交通費等の実費、農家区長会補助 については、会議運営費等の事務費				
		・ 率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定 のについては、単価の設定根拠は明確である。		補助対象経費の1/2以内ではないが、事務経費は精算し、 研修補助金は2万円を限度額とし、宿泊費等は対象外となっ ている。				
		補助率又は単価設定根拠						
	③補助いない。	金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行って	0					
		再交付先の名称、件数等						
		再交付の金額・内容						
(2)	補助期間							
	①補助	金の終期(原則として3年)を設定している。	0	平成27年3月31日				
		(終期を設定している場合)終了年月日						
(3)	実績報告	告等	-					
		事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告 出されている。	0					
	②領収	書及び契約書の写し等を添付させている。	0					
	③1件 いる。	当たり100万円以上の経費については、原本を確認して		100万円以上の経費は無し				
(4)	交付先因	団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営	補助の	場合のみご記入下さい				
		先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への している。	0	研修補助金等負担金等自己負担割合を増加している。				
	②交付	先団体等において適正な監査機能を有している。	0					
	 ③補助	対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	0					

#### 3. 補助金交付基準による検証

理由

# (1)公益性 ①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。 つながっている [上記のように評価した理由] 市から農家区長会への直接対応により、農業者に迅速かつ確実に情報提供、意見集約ができ、農政のきめ細かな対応が可能と なっている。また、農家区長が研修する唯一の機会であり、めまぐるしく変わる農政の学習の場ともなっている。 ②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。 A 適合している [上記のように評価した理由] 農家区長を通じて、農業者の意向と考え方を把握することができ、研修においては、広い視野で農政を学習していただき、本 市農政に活かすことができる。 ③市の基本的な政策方針に合致しているか。 合致している Α 〔上記のように評価した理由〕 農政の円滑な業務の遂行が図られている。 (2) 必要性 ①市が関与する妥当性はあるか。 大いにある Α [上記のように評価した理由] 市から農家区長への直接対応により、農業者に迅速かつ確実に情報提供、意見集約ができ、農政のきめ細かな対応が可能とな り、また、農家区長を通じて、農業者の意向と考え方を把握することができ、農政に活かすことができる。 ②補助金等の交付以外の代替策はないか。 ない В (直接執行、委託等への切替など) [上記のように評価した理由] 奈良市、大和郡山市等が業務をJAに委託(補助金)を行っているが、本市JAは金融中心の店舗であり、農政に詳しい職員 がほとんど在籍せず、委託等はできない。 ③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。 |達成されていない [上記のように評価した理由] 農政は継続するものであることから、達成という言葉は適さない。 (3)補助の効果(成果) ①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。 認められる Α ②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。 期待できる Α 〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。) 農家区長会の事務及び研修費用の一部を補助しているものですが、本市の農業行政が円滑な業務を遂行するため、農家区長会 に全農家との取りまとめ、連絡、回収、通知、依頼などの活動に係る事務的経費やその活動中の保険等がほとんどであり、研 修については本市の現状を学び、各地の取り組み事例(H21年度NPOの棚田の復活について、H22年度新規導入作物、酵素 を使った栽培・蒟蒻の栽培等)を参考に、本市の今後の農業について、農業者と行政が本市の農業について考える良い機会と なっており、金額に見合う効果は十分である。 (4)補助内容の妥当性(2.補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい) ①補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。 明確である ②補助金の使途は目的に沿ったものか。 目的どおりである (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出さ Α れていないか。) (5)補助金交付を中止した場合、問題は? 判断 有 市内一体的であるべき農政にあって、協力が得られなく、市の農政が滞ると考えられる。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

見直し時期 平成23年度

見直しの契機 行政改革推進委員会からの提言

(総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。)

可修結果について、全農家に研修内容の報告を回覧

(無と回答した場合のみ)

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は?(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

農家区長会の研修は、地域の農業のリーダーとして学習しており、委員会提言の公募型研修補助制度とは、目的がそもそも違うものと考える。

#### (8)今後の方向性は?

見直しを実施していない理由

判断 全国的に耕作放棄地対策が問題となっており、農業や生活環境を守る上で、農業施策を遂行する中で、地理由 域農業者のリーダーの方の研修は、必要不可欠と考える。

②、③と判断した場合の見 直し又は廃止の時期、そ の内容

#### 4. 附属データ

## (1)交付実績

X117/18	~					
		平成24年度 (うち研修補助)	平成23年度 (うち研修補助)	平成22年度 (うち研修補助)	平成21年度 (うち研修補助)	平成20年度 (うち研修補助)
補助金	金決算額	552(379) 千円	567(382) 千円	567(406) 千円	580(390) 千円	740(550) 千円
	うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
	うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
	うち一般財源	552 千円	567 千円	567 千円	580 千円	740 千円
交付件		1	1	1	1	1
当該年	度交付対象数	1	1	1	1	1
補助金	交付・管理事務の人件費	660 千円				
	職員従事者数(人•年)	0.1				

#### (2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

## (2)補助金交付先の収支状況

4										
			平原	戊24年	度	平成23年	度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
	歳出決算総額			598	千円	586	千円	615 千円	690 千円	817 千円
	歳入決算総額		598 千円		586 千円		615 千円	690 千円	817 千円	
		うち前年度繰越金	0 千円		千円		千円	0 千円	0 千円	
	積立金(H24年度末現在高)		0 千円							
(3)	(3)補助金交付先に対する市の出資状況			無	有の	場合出資額		千円		

## (4)他市の状況(H25年度予算ベース)

□										
市名	金	額	備考							
奈良市		1,000 千円	JAに推進費 (農業施策推進事務費)							
大和郡山市		1,898 千円	JAに推進費(農家組合研修会、事務費)							
天理市		1,400 千円	JAに推進費(農家組合代表者研修会、事務費)							
橿原市		5,545 千円	農家組合交付金1,855千円 別途JAに交付金1,590千円(視察、研修等一任) 特産品交付金2,100千円							
香芝市		0 千円								

農地を農地として保全することは、景観、生活環境の保全や調整池のような貯水の役割があるなど災害の未然防止のために必要であり、実際に維持管理を行う農業者に、農地の維持管理及び農地の活用のための研修は必要不可欠であり、公募型の研修補助制度という方向性はなじまない。

農業者だけに対する補助ではなく、効果は広く生駒市民全体に及ぶことから、本補助制度の継続は必要である。定例的との指摘については、約半数の各農家区の代表者である区長が毎年交代されることから、問題無いと考える。

農業者が年々減少していく中、積極的に行政側から研修等のかかわりを持っていかなければならない状況である。

生駒市農家区長会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の農業行政の円滑な推進に資するため、本市の各種農 政事務事業 を通して、農業振興に寄与している農家区長会に対し、予算の範囲内にお いて補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年 10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるも のとする。

(補助金の種類等)

- 第2条 この要綱において、補助金の種類、定義及び補助金の交付対象者は、当 該各号に定めるところによる。
  - (1) 農家区長会補助金 農家区長相互の連絡を密にして、組織の向上、発展に 努め、関係行政機関との連絡をはかり、また、農業振興事業等の活動のため の経費に充てるため農家区長会に対して予算の範囲内において交付する補助 金をいう。
  - (2) 農家区長会研修補助金 農家区長会が農業振興事業等の活動の推進のため に農家区長に対して行う研修(以下「農家区長会研修」という。) に要する 経費に充てるため、農家区長会に対して予算の範囲内において交付する補助 金をいう。

(補助対象経費及び額)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)額は、 次のとおりとする。
  - (1) 農家区長会補助金 農家区長会の事務的経費で予算の範囲内とする。
  - (2) 農家区長会研修補助金 補助金の額は、農家区長研修に要する経費のうち、 旅費(生駒市の費用弁償に関する条例(昭和45年3月生駒市条例第2号) 第3条に規定する旅費(日当及び宿泊料を除く。)に相当する額をいう。)、

自動車等の借上料及び通行料その他市長が必要と認める経費の今計額とする。ただし、その額が、農家区長1人につき、20,00円を超えるときは、20,00円とする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 農家区長会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請 書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 会則
  - (4) 役員名簿
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるどきは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えるとともに条件を付して補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び これに条件を付した場合にはその条件を農家区長会に対して書面により通知す るものとする。

(交付の請求)

第8条 農家区長会は、第6条の規定により通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(指導、助言及び検査)

第9条 市長は、前条の規定により補助金を交付したときは、農家区長会に対し 必要な指導、助言及び書類等の検査を行うことができる。

(実績報告等)

- 第10条 農家区長会は、第2条に掲げる事業が完了したときは、当該補助事業 の完了の日から起算して1月を経過する日までに、実績報告書(様式第2号) により市長に報告しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業収支決算書
  - (2) 領収書及び契約書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、特に必要がないと認めるときは、第2項各号に掲げる添付書類の全 部又は一部を省略することができる。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を農家区長会に通知するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成27年3月31日限りその 効力を失う。

附則

# (施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

# 様式第1号(第4条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

生駒市長

殿

生駒市農家区長会

会長 住 所

氏 名

電話番号

生駒市農家区長会補助金の交付を受けたいので、生駒市農家区長会補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金の種類

補助金交付申請額 金

円

# 補助金実績報告書

年 月 日

生駒市長

様

生駒市農家区長会

会長

**(1)** 

年度生駒市農家区長会補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告 します。

	<del>, '</del>						
交付決定通知		年	月	日付け	生	第	<del>号</del> ·
補助金の種類					-	-	
交付決定額						円	
実績の概要							
補助事業の完了			年	月	Ħ		
年月日		·					
添付書類		,					